



答 申

水道料金の適正化について

令和 4 年 2 月 28 日

砥部町水道事業審議会

令和4年2月28日

砥部町長 佐川 秀紀 様

砥部町水道事業審議会
会長 辻 充則



水道料金の適正化について（答申）

令和3年4月6日付で諮問のあった「水道料金の適正化」について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申にあたって

水道事業は、私たち町民の生活や社会活動を支えるライフラインであり、安心・安全な水が安定して供給されることが望まれる。

しかし、今後の水道事業の状況は、少子高齢化による人口減少に加え、節水機器の普及やライフスタイルの変化により、水需要が減少し、給水収益の増加が見込めない中、昭和40年代に建設し老朽化が進んでいる水道施設の更新や南海トラフ地震に備えた耐震化などの整備を実施していく必要がある。

現状の料金水準を維持した場合の今後の財務シミュレーションでは、令和4年度以降の損益がマイナスとなり、令和9年度より資金残高がマイナスとなる（資金ショート）見込みである。

このような経営状況を改善するためには、より一層の経費の削減等の経営努力を行う必要があるが、そのみでは今後の厳しい経営状況に対して抜本的解決に至らないことが想定される。

将来にわたり安心・安全で良質な水を安定的に供給するには、事業の収支バランスが重要である。このため砥部町水道事業の経営健全化には、水道料金の見直しが必要である。

2 審議事項

(1) 整備計画について

施設及び管路の耐震化率が低く、施設及び管路の更新に多額の投資が必要とされている。令和元年度から令和8年度までは第6・第7配水池の耐震化工事に約11億円、その後、川井配水池の耐震化工事に約2億5千万円の投資を予定している。

今後とも財政的負担が大きいため、優先順位の高いものから整備を始めることにより、効率的な更新、耐震化を行うことが望ましい。

(2) 企業債について

企業債残高が収入規模に対して高く、企業債残高に比べて企業債償還額も小さいため、将来世代の企業債償還負担が著しく重いものとなる見込みである。

今後とも計画的な償還を進め、企業債償還の財源を確保することが望ましい。

(3) 資金残高について

安定供給を行う目安として、損益を黒字かつ資金残高2億円前後を維持することが望ましい。

(4) 料金改定率について

令和4年度以降の当期純損益の赤字経営、令和9年度からの現金預金残高のマイナスによる資金ショートを防ぐための料金改定率が望ましいが、急激な料金改定による負担感も考慮する必要がある。

そのため、3つの料金改定率(10%、15%、20%)を検討し、資金ショートを回避する料金改定パターンである15%の改定率を選ぶことが望ましい。

(5) 水道料金体系について

料金体系について基本料金と従量料金の改定割合について3つの料金改定案(一律15%改定(パターン①)、基本料金20%・従量料金13%改定(パターン②)、基本料金13%・従量料金16%(パターン③))で審議を行った。

基本料金と従量料金の改定割合は水道利用者に平等な一律15%の改定にすることが望ましい。

砥部町水道事業給水条例 第 25 条第 1 項に規定する料金表

(現行)

消費税込

口径別基本料金 (10 m ³ まで)		従量料金 (1 m ³ 当り)
量水器の口径	基本料金	
13 ミリメートル	957.0 円	10 立法メートルを超える分については、1 立法メートルにつき 137.5 円
20 ミリメートル	1,287.0 円	
25 ミリメートル	1,892.0 円	
30 ミリメートル	2,420.0 円	
40 ミリメートル	4,532.0 円	
50 ミリメートル	5,775.0 円	
75 ミリメートル	12,023.0 円	
100 ミリメートル	16,357.0 円	
150 ミリメートル	25,564.0 円	



(答申)

- ・基本料金 15%及び従量料金 15%改定を行う。

消費税込

口径別基本料金 (10 m ³ まで)		従量料金 (1 m ³ 当り)
量水器の口径	基本料金	
13 ミリメートル	1,100.5 円	10 立法メートルを超える分については、1 立法メートルにつき 158.1 円
20 ミリメートル	1,480.0 円	
25 ミリメートル	2,175.8 円	
30 ミリメートル	2,783.0 円	
40 ミリメートル	5,211.8 円	
50 ミリメートル	6,641.2 円	
75 ミリメートル	13,826.4 円	
100 ミリメートル	18,810.5 円	
150 ミリメートル	29,398.6 円	

3 改定時期について

今後の経営状況の推移を見込み、また、町民への周知期間を十分にとるため令和5年度から実施することが適切であると判断する。

4 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

(1) 水道料金の見直しの必要性については、5年に1回は検討すべきであり、定期的に財政シミュレーションを行い、公営企業としてより一層の効率的な経営努力を望む。

(2) 砥部町の水道は良質な水質であると思われるため、今後も「おいしい水」の維持に努め、町民に安全な水を安定して供給するために、より一層の維持管理に取り組まれたい。

付属資料

資料番号	内容
1	砥部町水道事業審議会委員名簿
2	開催経過
3	諮問書

砥部町水道事業審議会名簿

(五十音順)

	氏 名	備 考
会 長	辻 充則	有識者（元水道課長）
副会長	樋口 せつよ	愛媛県女性協議会監事
委 員	上田 文雄	社会福祉協議会会長
委 員	奥元 壽夫	区長会幹事（総津1区長）
委 員	門田 誠	区長会副会長（高尾田区長）
委 員	鎌田 美智子	公募委員
委 員	坂本 一郎	区長会副会長（外山区長）
委 員	土居 美智子	老人クラブ連合会女性部長
委 員	中村 円	公募委員
委 員	二宮 良和	商工会副会長
委 員	福原 英夫	老人クラブ連合会会長
委 員	前田 洋一	愛媛県とべ動物園園長
委 員	村上 達	区長会副会長（山並区長）
委 員	柳田 栄理子	商工会女性部長
委 員	柳田 真奈美	公募委員

開催経過

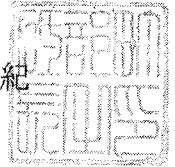
区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和3年4月6日(火) 砥部町役場 2階大会 議室	➤ 水道事業のしくみ ➤ 水道事業の沿革と概要 ➤ 水道事業の現状と課題 ➤ 水道事業の将来見通し
第2回	令和3年7月27日(火) 砥部町中央公民館 2階 会議室①	➤ 水道料金の概要 ➤ 財政シミュレーション ➤ 水道料金改定の考え方
第3回	令和3年10月26日 (火) 砥部町中央公民館 2階 会議室①	➤ 第1回、第2回審議会の振り返り ➤ 水道料金体系(複数案)の検討 ➤ 他市町との料金体系比較
第4回	令和4年2月22日(火) 砥部町中央公民館 2階 会議室①	➤ 新料金体系の決定 ➤ 審議会答申の作成



令和3年4月6日

砥部町水道事業審議会会長 様

砥部町長 佐川 秀紀



水道料金の適正化について（諮問）

本町の水道事業は、平成23年度に策定した「砥部町水道ビジョン」で掲げた「安全でおいしい水の供給」、「安定的に生活用水を確保」、「持続可能な水道事業の構築」、「環境保全への貢献」の実現に努めてきているところです。

しかし、今後の水道事業を取り巻く状況は、人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化した水道施設の更新や耐震化への対応等、より一層厳しいものとなります。

このような状況のなか、水道事業は皆さまからの「水道料金」を財源として経営しており、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するためには、その収支バランスを実現するための「経営健全化」が求められます。

つきましては、今後の水道料金の適正化について、ご審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

